# 新型コロナウイルス感染症対策に関する補正予算を紹介します

これまで区独自のさまざまな新型コロナウイルス感染症対策を実施してきました。今回、さらなる対策を実施するため、12月 14日に令和2年度一般会計第七・八次補正予算が成立しました。

#### ●福祉施設職員などへのPCR検査事業 3億4,800万円

重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患がある方の他、福祉・子育て施設 の職員を対象にPCR検査を行います(2面参照)。

【担当課】 保健予防課 ☎03 - 3602 - 1274

### ●高齢者施設 (短期入所) 入所前PCR検査等費用助成 5,100万円

新型コロナウイルス感染症拡大リスクを軽減するため、短期入所(ショ ートステイ)を実施する高齢者施設がPCR検査を実施した際の検査費用を 助成します。

【担当課】 介護保険課 ☎03 - 5654 - 8246

### ●コロナ禍でも修学旅行を実現させるために 2,900万円

中学校生活における「修学旅行」という二度と取り戻せない機会を可能な 限り実現させるために、宿泊日数の短縮や実施時期を変更するなど内容を 工夫するとともに、予算面で保護者の負担軽減を図ります。

【担当課】 指導室 ☎03 - 5654 - 8573

### ●新型コロナウイルス対策経営改善設備資金融資の新設

2,300万円

区内中小企業などに対し、アフターコロナを見据えた経営 改善の設備資金にかかる融資のあっせんを行います(2面参

【担当課】 産業経済課 ☎03 - 3838 - 5556

●営業時間短縮に係る葛飾区感染拡大防止協力金 1億円 営業時間の短縮を行った区内飲食店・カラオケ店に協力金 を支給します(1面参照)。

【担当課】 商工振興課 ☎03 - 3838 - 5559

#### ●ひとり親世帯臨時特別給付金 2億9,000万円

12月11日までにひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受け た方または申請をした方に、給付金を再支給します(6面参照)。 【担当課】 子育て支援課 ☎03 - 5654 - 8298

# 知っておきたい! クーリング・オフ

突然の訪問や電話での商品販売で、不要な契約をしてしまったことは ありませんか。

クーリング・オフとは、一定の期間内であれば、消費者が書面で通知 することにより、契約を無条件で解除できる制度です。お金を払い終え た場合でも、全額返金を求めることができます。

【担当課】 消費生活センター(立石5-27-1ウィメンズパル内) **2**03 - 5698 - 2311

### クーリング・オフができる場合

次のような契約の場合はクーリング・オフができます。クーリング・ オフができる期間は、契約書を受け取ってから8日以内(連鎖販売取引、 業務提供誘引販売取引は20日以内)です。

- ▶訪問販売
- ▶電話勧誘販売
- ▶特定継続的役務提供

長期・継続的に役務(サービス)を提供するもののうち、エステティッ ク、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手 紹介サービスの7つが対象

▶訪問購入(買い取り)

消費者の自宅を訪問し、貴金属などの物品を購入する(買い取る)取引

▶連鎖販売取引(マルチ商法)

消費者を販売員(会員)になるように勧誘し、販売員になった人に新た に販売員を勧誘させ、組織を拡大する取引

▶業務提供誘引販売取引

仕事をあっせんするなどと言い、その仕事に必要があるとして商品な どを購入させる取引

なお、契約書を受け取っていなかったり、契約書の記載内容に不備が **あったりした場合**は、期間を過ぎてもクーリング・オフが**できます**。ま た、**クーリング・オフができないなど、うその説明を受けた場合**もクー リング・オフができます。

## ご注意ください! クーリング・オフができない場合

- ▶自分で店舗に出向き、商品などを購入した場合
- ▶訪問販売で、総額3,000円未満の契約をし、全額を現金で支払った場合
- ▶購入者が営業目的で契約した場合
- ▶電話やインターネットなどで申し込む通信販売で購入した場合 ただし、広告やホームページに「返品不可」などの記載がない場合、商 品を受け取ってから8日以内は返品できます(送料は消費者負担)。
- ▶消耗品(化粧品や健康食品など)で既に使用している場合

ただし、契約書に「使用後はクーリング・オフができない」などの記載 がない場合や、販売員に誘導されて使ってしまった場合は、クーリング ・オフができます。

### クーリング・オフができなくても

うその説明を受け事実と誤解して申し込んだ場合や、契約者が未成年 者で親の同意のない契約をした場合などは、契約の無効や取り消しを求 めることができます。

また、訪問販売や電話勧誘販売で、消費者が通常必要とされる量を著 しく超える過量な商品を購入する契約を結んだ場合、契約締結後1年間 は、申し込みの撤回または解除ができます。

契約に納得できない場合は、消費生活センター(☎03 - 5698 - 2311)に ご相談ください。

## クーリング・オフの手続き

ハガキに所定の内容を記入し(右図参 照)、販売会社宛てに特定記録郵便など で郵送します。

クレジットカードを利用した場合は、 必ずクレジット会社にも同時に送りまし ょう。ハガキを送る前には両面コピーを 取り、特定記録郵便などの受領書と一緒 に5年間保管しておきましょう。

【記入例】 表書きは販売店やクレジ ット会社代表者を宛名に記載します。

通知書

次の契約を解除することを通知

契約年月日 令和○年○月○日 商品名 ○○○○ 契約金額 ○○○○○○円 販売会社名 株式会社×× □□営業所 担当者 ○○○○ クレジット会社 △△△株式会社

支払った代金〇〇円を返金し、商

令和〇年〇月〇日

アドバイス
トイレの詰まりの解消を依頼したのに、便器の
交換工事を勧められて契
約したのであれば、別の
契約をしたものとして、
クーリング・オフできる
可能性があります(上記
まった状色は、下イレの詰まりの解消に高圧洗浄をしたなどで、高額の料金を
たなどで、高額の料金を
たなどで、高額の料金を
たなどでが多いです。
て具合が発生した場合には、焦らず水道局の指定業者など複数社に見積
で業者など複数社に見積

払ったが、納得できない。なく依頼して30万円を支ず、「便器の交換しかなず、「便器の交換しかなず、「便器の交換しかなるが、「でいいないがいができない。

事例 で中にトイレが詰まって水が流れなくなった。 インターネットで調べる と数千円で修理できそう だったので、業者に連絡 して依頼した。 行かれたり、クレジット ストアのATMに連れて 夜中でもコンビニエンス に高額な料金を請求され、 ょう。過去には、修理後 確認した上で契約しまし

**23** (5698) 2311 払方法、作業内容などを

トイレの修理に関するトラブルに注意 しましょう しましょう (立石5-27-1ウィメンズパル内) (立石5-27-1ウィメンズパル内) (立石5-27-1ウィメンズパル内)

くらしめまど

庭でも発生する可能性が なるトラブルは、どの家 など事前に備えておきま ▼あらかじめ利用できそ ▼ラバーカップを準備す 業者を見つけておく 修理を依頼できそうな 携帯用の簡易トイレを うな公共施設などのト イレを確認する

トイレの水が流れなく

最寄りの水道局指定業者 95) では、毎日2時間、 メンテナンスセンター 0120(850)1

組合が運営する総合設備東京都管工事工業協同 が必要です。 りする事例もあり、注意 カード払いを強要された